

平成27年度 第2回 米子市図書館協議会・会議録（概要）

○日 時 平成27年8月24日 月曜日 午後2時から午後3時半

○場 所 米子市立図書館 研修室（2階）

○出席者 委 員

渡邊 眞子、藤原 厚子、本池 弘昭、今出コズエ、辻田 賢次、大江 忍、小谷 幸久、
鷺見 裕貴

事務局

（米子市立図書館）木下館長、（一財）米子市文化財団 大野主査

（米子市教育委員会）平木事務局長、永見生涯学習課長、安田課長補佐、横木主幹

○欠席者 委 員

辻谷 由美

○傍聴者 8名

○報道関係 4社

【協議会の概要】

○開 会

事務局より開会

○会長挨拶

本日は傍聴の方がたくさんいらっしゃいますが、会長を仰せつかっております渡邊と申します。よろしくお願ひします。図書館協議会とはどういうものなのか、一言だけお話をさせていただきます。実は私は図書館協議会の委員になりましたのは平成19年で、当時図書館協議会の委員に任命していただきました時に、図書館協議会はどういうところなんだろうとよく理解もしないままに、市民の代表として使いやすく、また、図書館に対して意見が述べられるのではないかと、期待を持って応募しました。皆さん図書館協議会というのが何をするとところか、入ってみられてまだわかっておられない方もいらっしゃると思いますが、米子市立図書館は25年間直営でありながら一部委託という、鳥取県では唯一ねじれを起こしている図書館です。その中で、新聞紙上でご存知のように、指定管理はやめてほしいと、ある市民団体が要望書を出されました。なぜここで取り上げるかというと、5月に要望書を出されて、7月に私にも回ってきました。「米子市立図書館を指定管理にしない」「引き続き直営としてほしい」というのが盛り込まれた回答に、「米子市図書館協議会において指定管理制度を含むいくつかの運営体制について協議しているところである」と明確に書かれていました。今ここに選ばれていらっしゃいます皆さんは、市民の代表として市立図書館がどうなっていくのか、私たちの意見がかなり反映される可能性があります。これを一人ひとり重く受け止めて。ここは諮問機関で、決議機関ではないはずですが、25年、市民として私たちは図書館を利用してきたと思います。私は10年かけて市民運動の中に入って、リニューアルした図書館がより良い図書館になるよう願っている一人です。その図書館が直営に戻るのか、指定管理に出されてしまうのか、このままで続行されるのか、協議会の皆さんだけで決めるのはあまりにも大変なんじゃないかと思ひます。なぜなら米子市立図書館は市民一人ひとりの物です。要望書の中にもパブリックコメントを求めると出ていました。そういうことも皆さんの心にしっかりと受け止めていただきまして、市民の代表として責任を持った意見を。歴史を変えようとしている1ページの中で、皆さ

んわからないことがいっぱいだと思いますが、私も平成19年から振り返ると協議会というものがやっと分かってきたというときにこんな大きな問題が起こってしまいました。今日は忌憚のない意見交換を含めて、日頃おかしいな、わからないなと思っておられることを遠慮なく言える協議会になりますことを願い、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

辻谷委員の欠席を報告

これからの議事進行については渡邊会長にお願いします。

渡邊会長

1 番目「図書館運営について」を事務局の方からお願いします。

安田補佐

「資料1-1」は、前回「資料7-4」で運営形態としまして現在の「一部民間委託」「完全直営」「公募による指定管理」「財団を指名による指定管理」のメリット・デメリットについてご説明申しましたが、そのことにつきましていただいた意見に、市の考え方をまとめたものです。意見等の1点目で、「図書館の運営体制で、公募は考えられない。現状のままか完全直営に戻すかのどちらかである。」という意見をいただいています。これに対して市の考え方が、「現状のままでも完全直営にするにしても、それぞれに問題点があるので、より望ましい運営体制についての検討は必要であると考えております。」2点目です。「第1回協議会資料7-4「運営形態による比較」の完全直営のデメリットに「管理運営面で民間の自由な発想に基づくノウハウが活用できない」とあるが、直営で司書が専門的な発想を行うことは、メリットではないか。」という意見です。これに対して市の考え方ですが、「民間の自由な発想に基づくノウハウとは、事業実施のための意思決定に係る手続きの早さ、予算執行上の機動性の高さ、民間同士のつながりによる情報収集力などのことでありまして、公的機関にはないメリットであると考えます。また、専門的な発想は、人材育成ができていけば運営形態に関わらず可能であると考えております。」3点目ですが、「管理者は管理運営のノウハウを持っている者であればいいが、図書館業務は特別な仕事であり、図書に関してノウハウを持ち、きちんと対応できる司書でないと運営できない。専門職であるのに異動があるのか。募集もその方針で行うべきである。」という意見をいただきました。これに対して市の考え方ですが、「市の正職員の場合、専門職であっても基本的には人事異動の対象とすることが人事管理の方針であります。そのため、異動できない専門職の募集については、慎重にならざるを得ないのが現状であります。」4点目です。「指定管理では指定管理者の職員だけで管理運営を行うので、行政の関与が希薄になり、現場や市民の意見が市や議会に届きにくいのではないか。」という意見です。「指定管理者制度を導入したとしても行政の関与が希薄になってはならないし、そうならないよう努力すべきと考えています。また、現場や市民の意見につきましては、市が把握する方法を工夫することは、当然必要であると考えています。」5点目です。「現在の委託料である約5700万円を使って、市が直接雇用して直営すればいいのではないか。」という意見です。「現在の委託料の範囲内で運営するとすれば非正規職員が大幅に増え、図書館職員としての育成や、施設運営に影響が出る可能性がある。」と考えています。

続いてレジメの2番に「今後の協議方法について」と記載しておりますが、3番の「全国の市町村図書館の運営体制について」を先に説明します。「資料1-2」は、「全国の市町村立図書館における指定管理者制度の導入の推移」について「日本の図書館・統計と名簿」に記載しております数値から拾ったものです。平成21年度は7.1%の導入率でした。平成25年度は12.4%となっています。指定管理者の相手は記載のとおりです。「資料1-3」は、「現代の図書館」に記載された資料から

市町村図書館20館の状況について電話で聞き取りをしたものです。この聞き取りの結果、財団法人を指定管理者とする前の運営体制を集計しますと、直営が13団体で65%、全部委託が5団体で25%、一部直営が2団体で10%でした。財団法人を指定管理者とするときの公募・非公募の別では、公募は9団体45%、非公募は11団体55%でした。財団法人を指定管理者としたことへの苦情等の有無ですが「なし」が20で100%でした。直営に戻す意向の有無ですが「なし」が20で100%でした。「資料1-4」は、水戸市立図書館協議会の調査結果を基に作成した資料ですが、指定管理者から直営に戻した事例について経過を簡単に書いてあります。内容の方は読み上げませんのでご覧ください。説明は以上です。

渡邊会長

事前に資料が行き渡っていませんので、いきなり見られて何を質問していいかわからないでしょうが、図書館に対して思っておられることが多々あると思いますので遠慮なく意見交換の場にできればいいと思います。

今出委員

全体を見ながら、この問題は協議がまだまだ不十分、時間がかかると書かれていて、難しい問題、難しい言葉、日常生活で使わない言葉が出ているので、委員さんに理解ができなく、もったもたと思う。私は平成27年10月31日が任期で、この問題について、教育委員会としてはいつごろまでに計画をたてて、解決をしていこうとしているのか、協議をしないといけないのは具体的にどれぐらい、そのあたりを教えていただきたい。

永見次長

協議会における図書館運営の今後の方針ですが、前回でもお話し、議事録の紹介でも、運営体制を検証するためにも十分な時間が必要だと考えています。さまざまな運営体制が全国で展開されている中で表面的なことを示しても何が良くて何を米子市が目指すべきか煮詰まってこないと思っています。教育委員会生涯学習課の事務局として考えていますのは、これまで概要については説明しましたが、今後については直営であるとか、一部委託方式あるいは指定管理制度、さまざまな制度についてももう少し掘り下げてみなさんに資料としてお示しするなり、みなさんの考え方を協議・議論いただいた上で、米子市の図書館運営について検証しようとしたことの総括、まとめという方向にもっていただきたいと思います。今後は2、3カ月に1回程度この協議会を開催いただいて、ひとつの目安としては年度末くらいに総括・まとめになればいいのかなと事務局として考えています。実際には皆さま委員の方からお示しいただきたい。委員の任期については、10月31日が終了いたしますので、できれば任期中に一定の方向性をとは思っていますが、あと2ヶ月しかございませんので、運営体制については2ヶ月で結論は難しいと思っていますので、次の任期にも継続協議をお願いしたいです。任期が切れた場合、委員の交替があったりするのかと、問題提起の仕方が反省すべきところもございしますが、次の任期の方に継続協議をお願いしていきたい。

今出委員

任期の事は重要だと思うのですが、会長も初めにおっしゃったように、年間2回。いったい私たちがってなんなの？という役目でここにいるのかなと最初思いました。その時は予算が出てきた時だった。これがすぐ実践されるといって意見なんてないなと。ここだけで決めるのかよくわかりませんが、要するに煮詰めるのは大変難しい事だなと。

渡邊会長

今出委員さんが言われたように、また最初から委員が交替して、同じことをする。そうなるといつまでも審議は深まらない。ましてや2ヶ月、3カ月に1回で、年内を目指しているならば。

永見次長

年度内。

渡邊会長

年度内。3月ということですか。

永見次長

1つの期間としての目安と思っています。

渡邊会長

10月までの任期の人たちがまた交替して、新しい人たちがわからないまま引き継いで、その人たちが一から勉強されて、11、12、1、2、3の5か月で審議に向かっていくのはおかしいと思います。今、今出先生が言われたように、やっとここにたどりついて少し勉強しようとする、その中でまた新しく審議の方にバトンタッチしていくという市の意向が理解できない。これだけ大切な事を決めないといけない。変えなければならない理由はあるのでしょうか。再任は妨げないと入っていました。そののころを前回言いましたが、新しい情報をいただいて審議にかかろうとしている中を、再任を妨げないと言っているのに、なぜ改選されようとしているのか。

今出委員

私がどうこうではなく、みなさんもだと思っんです。

永見次長

私の言葉足らずで誤解を招いたと思うのですが、皆さまにお願いしています任期が10月31日までというのは事実です。11月1日から新たな任期になります。委員については皆さまにお願いをしながら委嘱させていただいていますので、皆さんのご都合で継続できないということであれば交替されることもおるかと思っています。この案件は継続して協議、勉強など検討していただいている案件ですので、事務局としては是非皆さんに留任して参加いただきたいと考えています。

渡邊会長

委員の皆さんも受け止めていただいて、是非そのまま残っていただいて、年度内の審議に向けて意見交換ができればと思います。

辻田副会長

この図書館の問題の中で大きな問題が、館長と文化財団の職員の関係、直接指揮命令ができないといったことです。そのことについて、今まで直接問題になっていないことでも、基本的なことはしっかりと不都合が無いようにしていかないといけない。私の友人に国交省から文科省サイドにポジションが換わった。どういう形で換わったかという、「出仕」というような言い方をしていました。出仕とは出向ではない。出向は国交省から文科省だと文科省からお金がでる。出仕になると国交省が給料を払う。また元に戻ることもできるが、その手を使うことはできないのかなと考えました。例えば館長さんが文化財団さんに出仕する。あるいは、米子図書館という組織を立ち上げて、どちらもが入り込んで1つの組織でやっているとねじれが解消できるのではないかと思います。

渡邊会長

ありがとうございます。

今出委員

指定管理と直営の問題について、私は子どもを育ててきた立場から話をさせていただいています。図書館ができて以来、私も子どもの時から湊山にあった時からお世話になっています。今では、子や孫が大変お世話になっています。そして学校の子どもたちもお世話になっている。学校で働いてくださっている図書館職員の皆さんにもお世話になっている。この人たちの待遇についてもいつも疑問に思っています。図書館に関わっている人たちは、自分たちの苦勞など口にも出さずに、来た人を待遇し、私たちがお願いすればほとんどのことを叶えてくださっています。今大きな米子市の問題はお金の問題だと思うんです。米子はお金が無いのじゃないという声をあちこちで聞く。子どもや市民にとって、本がいかに大事かというのを感じている人は、米子市立図書館に通いながら本を読んだり、会に参加しておられます。いかに図書館が大事かということをもまずみんなが思って、それだったら、こういう方法を考えようかとか、今はここまでしかできないよとか。初めからお金はありませぬという、夢も何も断ち切ってしまうような形でなく、辻田委員さんの言われた方法もあるかもしれない。館長さんの仕事がどれだけ大切か。館長さんは専門職でなければならないと思う。昔はそうでしたよね。米子市はあんなにお金が無くてもやっていると言ってもらえるような図書館のあり方であってほしい。この図書館がリニューアルしてどれだけ皆さんが喜ばれているか。お金が無くても何とかしようというという案が出てほしいと思いました。

渡邊会長

図書館に対する思いはいっぱいあると思いますが、まず、図書館は法令上間違いなく教育施設であるということを中心とどめておいてください。図書館法というものを国が定めていて守られています。だから、米子市内の他の文化施設が指定管理に出ている図書館はなじまない。なぜかという完全無料の原則が図書館法第17条で守られています。公会堂だ文化ホールだということ指定管理になっていて、そこでは入場料を徴収できます。図書館は無料ですから利用料金は絶対取れません。利用者が増えれば増えるほど利益は上がりません。より良いサービスを民間でということになったら、業者が営利目的を達成できるように直営のときより指定管理料を高くしていかないと通常は理屈に合いません。指定管理料の中から会社の利益を差し引いて、物件費を引いて、人件費は更に低くなるとかというのが全国の流れです。そうなるは大変だということは皆さんわかっていらっしゃるし、法に守られて、国が定めた図書館法の中で図書館は指定管理になじまないということを皆さんが声を出して、直営というプライドの基で図書館の司書の方たちが頑張ってきたことを忘れないでほしい。

大江委員

指定管理になった時に違和感を感じるのは、市民のボランティアとか、私どものように奉仕をしていて本の寄贈を10数年しているのですが、これからどういう考えになるのかということです。

渡邊会長

米子市さんの回答をお願いします。ボランティアと寄附の件で。

安田係長

米子市立図書館でございますので、そのあたりは、なんら変更はないです。

渡邊会長

どこに寄附するんですか。指定業者が入れば完全に民間が受託するわけですよ。

大江委員

どうしてしなくちゃいけないのかと。

安田係長

米子市の図書として寄贈されるのでは。

渡邊会長

民間委託されると民間が主導権を持つわけですよ。

永見次長

今、本のこととボランティアのこと2点お尋ねでした。本につきましては仮に指定管理になりましたとしてもここに属する施設とか、設備は基本的に市のものであります。それと図書館の根幹となる蔵書は市の責任で選書をしていながら蔵書を配置しますので、ご寄附いただきます場合は市の教育委員会として受納し図書行政を実施します。ボランティアは図書館の運営上のお手伝いをいただくものですので、指定管理になれば運営は指定管理者が行いますので、指定管理者が受入れをすることになると思います。

渡邊会長

全然変わらないのではなく、全く変わってしまいますよね。

永見次長

現在も高校生がお手伝いしていたこともありますが、米子市文化財団にお願いして委託業務の中でお手伝いいただいているケースもあります。

渡邊会長

変わるってことがわかりましたけど、市議会の答弁、図書館がどのように運営されているかを希薄にならないようにしていくと前々回話が出たと思いますが、業者は市議会に出ることもできず、教育委員会が代弁するわけですよ。市議会議員が突っ込んだ場合に、こういう問題が起こっているという話ができなくなってしまう。参加資格がありませんから、全く今と変わらないということではなくいろんな所でずれてきますよね。

永見次長

もちろん運営体制が変更すれば、例えば指定管理になれば違ってくるわけですので、さまざまな部分について整理をしていけば今と違う部分は出てくると思います。そういうところをこの協議会で、この部分はどうか変わるのか、一緒なのかというところを整理させていただきながら、皆さんにお示ししていこうと思っています。

今出委員

選書なんかはどうなりますか？

永見次長

選書につきましては、図書館経営で根幹になる部分ですので、責任は教育委員会が持ち、図書館運営をしていただく業者があるとすれば、その意見も参考にしていって、協議をしながら選書をしていく。ただ責任の所在は教育委員会にあると思います。

渡邊会長

全ての責任の所在は最終的に教育委員会にありますよね。それを簡単に言えば、指定管理というのは民間業者に渡してしまうわけですよ。それが金銭面だけのことならしてはいけないことですよ。経営のノウハウだけで渡すのは、図書館の本来あるべき姿から離れてしまうと思うので、みなさん協議していただきたいと思います。

藤原委員

前回欠席しましたので、ホームページを見ながら前回のことを読んでまいりました。今回メリット、デメリットの一覧表を見ているのですが正直わかりにくい。結局、直営か民間委託かの協議の中に入っていかうとは思ってなかった。直営で優れている、可能だなという部分もあるし、民間も条件付きな

ら可能かなという部分もあるし判断しかねる。いろいろな段階があるのをメリット・デメリットだけでまとめていくと物事が混乱していくような気がしています。選書という項目に対して直営なら何が上手くいくのか、指定管理だとどこが難しいのか。運営や管理やサービスやネットワーク作りとかという項目で、どういう状況になるかというものを作っていかなければ、論理していてもズレがあったり捉え方が違ったりで苦慮しています。

本池委員

前回は話しましたが、小・中もお世話になっている。全国に誇れるシステムがある。子ども達の学習に有効に使わせてもらっている。その点についても現行と完全直営になった場合、指定管理になった場合にどう影響を受けてくるのか関係者として関心があるので情報があつたらなと思います。今日の資料の中で、他県の状況等も参考になりますが、米子は米子の現状があるわけで、米子の場合はどうなのが一番いいのか、そういう面での情報があれば助かります。

小谷委員

まだあまりよくわかっていないのですが、前回の会でみなさんが共通理解できたのは、公募の指定管理はやめようということだったですね。現状維持か財団による指定管理くらいで。辻田委員の方から出仕と出向という話がでましたが、出仕というのが市として取り組めるなら、また方向が見えてくるかなと。現状でも問題ないではないかという話もありました。現状の問題点としては、議員さんから指摘された、館長さんが直接指揮命令をできないということ。すべての職員が市の職員であれば問題ないでしょうが、それはあり得ない状況だろうと思いますし。今、館長1名と臨時職員1名が市の職員ということで、これが何人位市の職員なら解決できるのかを考えないと前に進まない。現状維持は委託ですね。文化財団が委託されて25年間きているわけですが、1年ごとの随意契約ですよ。そうするとどこかで委託先が変わる可能性もある。これはお聞きしたいのですが、公募の指定管理だと5年が区切りですよ。指名によるものだとどのくらいのサイクルなのか。前回の回答がありました。指定管理にすると市の関わりが少なくなる危惧があるけど、そういうことにはならないとの回答ですが本当にそうなのか心配がある。

永見次長

指定管理者とした場合の期間ということですけど、指定管理者制度には何年間にしなければいけないという期間の定めはございません。短いところは3年というところもありますし、長いところは10年というところもございます。米子市の現状は、公募の指定管理は5年を基準にこれまでやっております。今回指定による指定管理というお話もさせていただいておりますが、指名による指定管理だから10年にしなければいけないということはありませんけど、指名による指定管理というのは、これまでの運営状況を鑑みて、それに対して信頼度が高いというところがありますので、公募よりも長い期間を市としては検討しております、それが10年というものと考えられるのではないかと考えております。指名指定したから10年ということではありません。

渡邊会長

市では考えているということは、既に考えていらっしゃるということですか。

永見次長

今、他の施設で公募による指定管理をしているということをご存知だと思いますが、これを指名によるということを模索しております、その部分で10年という検討をしております。図書館を10年の指名指定するというものではありません。

渡邊会長

小谷委員さんが2つ言われたと思いますが、前回出ていた「完全直営」の案の中に、図書館だけは5,700万を指定管理で業者に渡すのではなく、5,700万円の中で今の図書館職員が今のままで直営の中で働けるようにというのを選択肢に入れてほしいと話しました。今まで財団に渡していたお金を直営の中で徐々に直営に戻す一手段として様子を見ながらやっていくのも可能ではないかということを出しました。

鷺見委員

資料の1で、平成25年では図書館数3,166で指定管理が392で12.4%、その中で民間企業が74.2%で年々増えているみたいです。民間というとお金儲けですね。お金儲けで増えるということは、291はみんな黒字経営で且つ市民に対する教育とか読書サービスというのが市民の方からOKが出ているのでしょうか。

安田課長補佐

そのところまで把握はしていませんが、個別に当たってみる作業が必要になってきます。

鷺見委員

赤字だったら図書館しませんよね。図書館は無料ということで、民間は馴染まないということですが、馴染まないのにやっているということはメリットがあると思うんですけど。74.2%は黒字なのか、上手くいっているのか聞いてみたいです。公社・財団は民間でないので儲からなくてもいいので、とにかく赤字にならなければいいということで行っているのか。組織の主体制が知りたい。最後に、お金がないということであれば、寄附とボランティアを上手く組み合わせて、図書館でも利用価値の低いものはなるべくやらないという方向でしたらいいと思う。

渡邊会長

私たち図書館友の会が入っている全国図書館友の会連合会がありますが、毎日メールのやり取りをしています。指定管理料の中から物件費や利益を差し引いて、どこにしわ寄せが来ているかというすべて人件費です。安いコストの本を購入する。図書費を削減して稼いでいるわけですが、どういことが起こってくるかということ、図書館職員の継続性が担保されなくなる。いい職員が育たない。それから町の本屋さんが閉店してしまいます。町の本屋さんがある、借りた本の中で購入したいなと思う。そういう本屋さんが衰退してしまいます。実際武雄市がそうでしたから。武雄市の本屋さんはほぼ閉店になりました、ツタヤが入ってしまっ。そういう意味においても一部の例かもしれませんが。データ出せと言え、図友連の中に全国の皆さんのデータが入っています。どういふうになっているかということ1番は人件費でした。人件費の削減しかないんですよ。低コストの中で削れるものは本と人件費です。正確な数字のデータではありませんけど全国の皆さんの意見として飛び交ってます。皆さんに申し伝えたいですが、指定管理ありきだとか直営に戻すかという以前の問題で、図書館の本質論の話が全くされていない。皆さんがどの位図書館を利用しているか存じ上げませんが、図書館を利用して初めてわかること、図書館から学ぶこと、図書館というものはこうあってほしい、国が掲げている図書館法の中で守られていることとかがきちんと話し合いもなく、お金が無いから指定管理ができるんじゃないか、今のままでいいんじゃないかと言う前に、町の図書館、私たちが市民の力も出し合って、助け合ってできた新しい図書館を守っていくために、図書館とはどうあるべきか、図書館友の会として米子市が図書館に思うこと、ビジョンを掲げてほしいと言いつけて、まだいただけていません。図書館はこうあるべきだと米子市教育委員会がきちんと捉えて図書館を育ててほしいと思います。ここで皆さんがこれもあるよと言う前に図書館の本質というのを話し合う場は必要だと思います。その他ご意見ありますでしょうか。

永見次長

先ほど鷺見さんの方から民間が指定管理を受諾する率が増えている。民間にとってなんらかのメリットがあるからこそではという指摘がっております。12.4パーセントの図書館が指定管理制度を導入している現状があります。したがって、指定管理制度が悪いと決めつけてはいけないと思っております。採用したところは指定管理制度が持つメリットとデメリットがあった時にデメリットについてはなんらかの対応策を講じた上で、いつまでもデメリットで放置してはいないと思っております。ここはもう少し調べていきたい。図書館の最大の財産である本からは貸出料であるとかお金を取ってはいけないと原則があります。指定管理者で民間企業さんが受けている場合にどのように経営されているかといったときに、本からはお金は取らないが音楽配信、文房具販売など物販をされているケースがあります。指定管理の公募の場合は図書館サービスをどのように提供するのか、内容はどうか、どのくらいのお金で経営するのかという競争原理が働いているのは確かでございます。工夫されて公募に立たれていると思っております。公募から非公募という新しい考えが出てきまして、抽出で調べましたら55パーセントが非公募となっておりますので、コストばかりを問うていたら経営がうまくいくのだろうかというところで、非公募という形で運営について信頼実績のあるところに、それなりの契約をしながら運営していただきたいという中で発生しているのではないかと思っております。今回十分な資料としてお持ちしていないので、ご指摘があった部分について、他市町村の現状等を把握しながら次回に示していきたい。

渡邊会長

先送りですか？

永見次長

課題・問題点については整理させていただきます。

渡邊会長

次回、いろんなところのデータも出ているので図書館とはという本質論の話ができる場をお願いします。

鷺見委員

いい高い本を図書館が資産で長年の経験で絶対いるということで買わないといけない。それが図書館の一番重要な役割だと思うんです。その重要な本を見て、私も買いたいなということで町の書店で買うということで。

今出委員

今の関連ですけど、本というものは図書館の命で、人と本について言いますが、自分の家では買えないものとか、図書館に行けばあるよとかが図書館の役目として大事だと思う。高くてもというのもあるし、なかなか手に入りらないというのもあるし、どう保存して維持して紹介して使用してもらえるか、司書さんの役目は大きいと思います。どんどん家の中はスマートになりつつあります。そうするとやっぱり図書館に行けば雑誌もあるし、なかなか手に入らない本も見られるし。簡単に本を選ぶようなことではいけないと思います。

渡邊会長

25年間の図書館の運営が変わるかもしれないときに、パブリックコメントの予定は無いのでしょうか。市民の図書館なので、市民が意見してリニューアルも10年以上歳月をかけてできたと思いません。要望が守る会からも出ている。友の会からも市民の意見がどういう形で届くのかと会長の方にも届いています。協議会の人数で皆さんからの意見だけで決めていいものなのかいかがですか。どう思

われますか。選ばれた人だから決めていいんじゃないかという委員さんもおられるかと思いますが、要望が出ているからにはパブリックコメントも市は受け止める必要があるのではないのでしょうか。それが民主主義だと思います。民主主義の図書館なんですよ、ここは。どういう形にしても市民の意見を聞くということが必要じゃないかと。

渡邊会長

図書館運営について皆さんの疑問も含めて声が出たと思いますので、今後の図書館の運営方針（案）に移ります。

木下館長

米子市立図書館の運営方針（案）について説明させていただきます。お手元に資料2と3を配らせていただきました。2の方が今回出しています「案」で3の方は米子市立図書館が平成16年に「米子市立図書館の7か条」というものを作成して指針として運営してきたものです。資料3として参考につけております。市立図書館ではこれまでに蔵書をデータベース化しインターネットで蔵書検索や予約ができるようにしたり、県立図書館や県内の公立図書館、大学図書館との連携、また、学校支援としましては平成9年からリクエスト貸出、それ以降に、長期貸出をスタートし、資料提供等を実施など読書普及のためのサービスを実施してきたわけですが、リニューアルを機に、米子市が目指す図書館のあり方を見直し、これまで以上に利用しやすい図書館づくりを進めることとし、市民の皆様と図書館とが、施設運営の方針・目標を共有できるよう「米子市立図書館運営方針（新7か条）」を策定するものです。資料2をご覧ください。新7か条ですが、7つの項目「学べる」「役立つ」「使える」「伝える」「育む」「つながる」「広がる」をキーワードに図書館の方針をまとめております。その項目ごとの柱となる施策をそれぞれにあげています。1つずつ現状と課題、達成するための具体的な事業や取組みを例示しながらご説明いたします。事業につきましては、毎年引き続き行っていくものに加え、新しい取組みも取り入れてまいりたいと思っており、毎年の事業計画に盛り込んで図書館運営を行っていきます。

1番目ですが、「学べる図書館づくり」です。「市民の読書活動と生涯学習の拠点施設として、知識と情報の提供に努めます。」市民の方は新たな知識や技術を求めておられ、必要とする情報は多様化する中、情報の拠点として時代のニーズと長期的な視点で幅広い資料の適切な収集と情報発信を行っていくことが必要となっています。米子市立図書館は増改築工事により面積が1.5倍になり、設備も全面的にリニューアルしたことから、快適で利用しやすい施設となりました。書庫も新たに整備しまして、今後も計画的な蔵書収集を行い資料の充実を図るとともに、高度情報化に対応した資料提供と環境の整備に努めていきたいと思っております。施策としましては、〔①市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図る。〕これは本ばかりでなく郷土関係の資料ですとか行政資料なども合わせて収集・保存していきたいと思っておりますし、利用者の方からのリクエストにもできるだけ応えてまいりたいと思っております。〔②インターネット等による情報の提供に努めます。〕インターネット予約サービスを行っていますが、この利用促進とPR、また図書館ホームページを充実させていきたいと思っております。〔③新たな情報媒体を活用した情報の提供に努めます。〕有料データベースというのがありますが、県立の支援で導入しましたビジネス支援の関係の「ミーナ」、また今年度から日本海新聞の記事検索ができるものを導入しました。予算の関係もありますが今後も充実させていきたいと思っております。また、昨年度導入しました「国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス」についても、現在も利用いただいておりますが、周知して利用していただきたいと思っております。インターネット情報を活用した調べ物や学習を支援するためのインターネットの環境も充実させていけたらと思いま

す。〔④計画的な蔵書管理を行います。〕選書基準・廃棄基準を時代に応じて見直しを運用していきたいと思っています。

2番目「**役立つ図書館づくり**」「生活に役立つ図書館をつくります。」ということで、現在「ビジネス支援コーナー」「法律情報コーナー」「健康情報コーナー」そして今年度新たに「健康長寿コーナー」を作りました。各コーナーは本以外の資料も集めて充実を図っています。今後もテーマを決めた図書の展示を行うなど、生活に役立つ情報の提供に努めることが必要だと考えています。また、利用者の課題解決のため、図書館資料の利用のための相談に応じて、時事に関する情報及び参考資料の紹介・提供を行うため、更なる職員の資質向上にも努めていく必要があると思っています。施策としては3つあげています。仕事と生活に役立つ資料等の提供です。先ほど言いましたように各コーナー充実併せて関連の講座等の開催もしていきたいと思っています。

2番目に課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。国立国会図書館協同データベースへの積極的な登録とその活用もしていきたいと思っています。3番目に職員の専門性の向上と経験の蓄積に努めます。司書有資格者や経験の豊富な職員の計画的な配置、そしてスキルアップ研修や実務研修等への参加によって専門性の高い職員の育成をしていきたいと思っています。

3番目「**使える図書館づくり**」誰もが利用しやすい図書館をつくります。リニューアルによりバリアフリー化を図ったことで、高齢者の方や障がいのある方にも利用しやすい施設になりました。今後も市民誰もが利用しやすい環境をつくるとともに、図書館へ来ることができない人に対するサービスについても充実を図っていきたくと思っています。具体的な施策としては2つあげておまして、1つ目は図書館を利用しにくい人に対しての利便性を向上させます。例えば大活字本など障がい者の方や活字弱者に対する適切な資料の収集と提供をしていく。あるいは拡大読書機や読み上げソフトの入ったパソコンの設置。また、ベビーカーや車いすの設置。移動図書館による遠隔地への出張貸出や老健施設訪問なども今後も引き続き行っていきたくと思っています。また病院内学級（図書室）への貸出や図書館へ来ることができない人のための郵送貸出も今後検討していきたくと思っています。また鳥取県立図書館が「はーとふるさーびす」を実施しておられますが、それを活用していきたいと思っています。2番目ですが、市民のニーズに応じた幅広いサービスを実施します。今現在、休日の返却場所は返却ポストですが、返却場所についても今後さらに増設できないか検討していきたくと思っています。また他にもアンケート等を実施して、利用者さんの声をできるだけ反映していきたくと思っています。

次に大きな4番です。「**伝える図書館づくり**」地域の歴史・文化に関する資料の収集・保存・提供に努めます。図書館は、郷土の歴史や文化を次世代に伝えることを責務としておまして、資料の収集・保存を行っています。リニューアルを機に2階通路に特設文庫を設置し、鍵付きの書架に入れ利用者が目に見える形にしました。今後も行政資料を含め郷土に関する資料を積極的に収集・保存・提供に努めていくことが必要だと考えています。具体的な施策ですが、①郷土資料の収集、保存、提供に努めます。2番目ですが、市民主体の文化活動を支援します。図書館を拠点に活動していただいている読書会とか研究会がありますので、そういった活動を支援バックアップしていきたくと思っています。

5番目ですが、「**育む図書館づくり**」子どもの読書活動を推進し、学校教育を支援します。子どもの読書活動については、「米子市子ども読書活動推進計画」により推進しているところですが、特に学校図書館の支援については、リクエストや情報相談への対応等、図書館は市内の小・中・養護学校の情報センター的役割を担っています。平成13年度から、市の公用車によるメール配送システムに学校へのリクエスト貸出用図書の配本を加えることで、レファレンスや団体貸出、学校への資料提供

等、当館を基幹としてニーズに合った迅速な資料提供を実施しています。リニューアルした図書館は、児童図書室が以前の2倍以上になり、おはなしのへや、幼児用トイレ、授乳室などの設備も充実したことから利用が増えています。今後も学校やボランティア団体等と連携を図りながら子どもの豊かな人間性を育み、人生を送るための財産としての生きる力となるよう取り組んでいくことが必要だと考えています。

施策の方ですが、4つあげております。1番目として子どもの読書活動の推進を図ります。各年齢対象に応じた児童図書を充実させていく、また「だっこでえほん」という本を定期的に刊行するとともにブックスタート事業の支援をする。また、保育園や幼稚園への支援、そして子どもの読書に関連するイベントの開催、また、おはなし会の開催、子育て支援コーナーの充実を引き続き行っていきたくと思っています。また2番目として学校図書館支援・米子方式の充実を図ります。市内全小学校・全学級へ長期貸出及びリクエスト貸出、そしてレファレンスの対応を引き続き行います。またリクエスト貸出しに必要な学習関連資料を充実させ、児童図書室の資料と学校の資料との区別を図れるようにしたいと思っています。また児童・生徒のための郷土資料『ふるさと米子探検隊』を今後も作成していきたいと思っています。また、児童・生徒の図書館見学を受け入れて、図書館ガイダンスの実施もしていきたいと思っております。学校図書館職員さんの研修にも図書館司書が参加していますので、交流の中で現場の声を聞いて積極的に要望に応え支援していきたいと考えています。中・高校生の読書活動について、ヤングアダルトコーナーを充実させ支援をしていきたいと思っておりますし、中・高生の職業体験やインターシップの受け入れており、これについても引き続き行っていきたくと思っています。また、読み聞かせの活動を図書館や小学校等でいただいているボランティアの支援も行っていきます。

6番目、「つながる図書館づくり」ネットワークによる機能的なサービスの提供に努めます。県内公共図書館等の資料を一斉検索することができる「鳥取県図書館横断検索」システムがありますが、県立図書館及び当館ホームページでの図書の検索・予約機能等は大幅に利用が伸びてきています。より一層周知を図るとともに、ネットワークを強化し、利用者の利便性の向上を図っていく必要があります。また、これまで以上に鳥取県立図書館や関連機関との協力や連携を推進していき、講演会の開催や行事の企画などをしていきたいと思っております。具体的施策としましては、他の図書館とのネットワークや関連機関との連携体制の強化、そして市民参加の促進と連携協力を柱にしたいと思っております。非常にたくさんの他の公共図書館や鳥取大学、米子高専等との連携もあります。また、ビジネス支援では日本政策金融公庫、鳥取県産業振興機構などと連携して行っている相談会もあります。今後も進めていきます。市民参加の促進では、ボランティアとの連携を行ったり、文化活動の支援、多目的スペースの利用促進などでも市民の方に参加・利用していただきたいと思っております。

最後になりましたが、7番目「広がる図書館づくり」。これはこれまでなかった項目ですが、図書館の利用拡大に努めます。リニューアル後の図書館の利用は、個人貸出利用人数、冊数ともに以前の約1.5倍となっています。しかしながら、図書館の役割やサービスについて知らない市民も多くおられます。一人でも多くの市民に知ってもらい、利用してもらうために、広報活動や情報発信を行うことが必要だと考えております。具体的施策としては3つあげています。広報活動を積極的に行い情報発信する。図書館ホームページ、図書館だより、広報よなご、新聞、テレビ等のマスメディアを利用した情報発信を今後も積極的にやっていきたいと思っております。2番目に利用者等に対する図書館見学・ガイダンスを実施します。視察に来られたりや公民館で出かけていただいたケースはこれまでもありますが、一般の方を募っての図書館見学もできないかなというふうに思います。3番目ですが、

多目的スペース・研修室を活用します。展示や講演会等の開催によって利用者さんを掘り起こしたり、研修室を利用した美術館との連携事業による双方の利用促進、一般開放で研修室を利用される方も多いたりますが、その環境の充実を図っていきたいと思っております。

今回お示した7か条について、委員の皆さんからのご意見をお聞きし、図書館協議会で決定していただきたい、これを目標にしていきたいと思っております。ここで意見を言っていただいてもいいですし、今回決定ということではなくて、ご意見をペーパーでいただいて、それを見せていただき、次回お話をさせていただければと思います。

渡邊会長

図書館友の会連絡会の宣言の中にも7か条がありまして、これは文科省にも届けていまして、去年の全国の第100回大会で取り上げられまして、貴重な資料で皆さんにお配りしたいです。意見を書くとの参考に。それに付随しまして、米子市の7か条に関しましては、平成19年に米子市立図書館にホームページが立ち上げられたときに司書さんたちと一緒に作成されたという経緯も知っているんですけど、平成19年度の同じく協議会の時に、図書館の事業計画が出ているのですが、運営理念については、米子市が図書館に対する設置理念・目的・使命を明白にしてほしいということで、図書館友の会からも平成21年10月に策定を求めたまま、陳情も出しているんですけど回答をいただけない。今7か条が出ましたので、次回、本質を考える中で、中長期計画も含めて米子市が図書館に対してどういう理念を持って設置して、今後運営していきたいかを文字にして出させていただきますとイメージしやすいと思います。せっかく図書館の方針7か条が出ましたから、一緒に米子市の図書館の理念、目的、使命を明らかにしてもらおうと。基本構想だと思っておりますがお願いします。

今出委員

この7か条については現在も実施していますか？

木下館長

図書館の業務は引き続き行っていくものですので、基本的なところはやっています。新しく取り入れているものは毎年の事業計画で取り入れていきたいと思っております。

今出委員

指揮命令の問題ですが、法律に抵触するという。実際今は館長さんが職員さんにやってもらって充実したものにしてやっておられるのですか。

木下館長

事業計画がありますので、現場の職員にしてもらっています。指揮命令ができないということですが、業務管理者を通せばできますので、まったく伝えられないわけではありません。

今出委員

財団に相談しながらやっておられるということですか？

木下館長

職員とは一緒にミーティングもあります。個別の指揮命令は業務管理責任者を通します。私との意思疎通ができないわけではありません。

今出委員

こういう場での会議は。

木下館長

月末ミーティングというようなどころには私も参加して、職員の意見や話し合いの中に入っています。

今出委員

誰が本当に指導していくのか。できてないということですね。

木下館長

個々の職員さんにこれをしてください、あれをしてくださいということではなくて、指揮命令は管理責任者を通してするという形になります。会話ができないわけではありません。

大江委員

職員の専門性の向上というのは。

木下館長

それは、財団の中で図書館の専門講座などに参加していただいています。

辻田副会長

現状維持の観点から、ねじれていることについて解消できるんじゃないかとお話したんですけど、例えば直営ということで考えた場合、デメリットでここに書いてあるのはわかるんですよ。同じ人がずっとやっていたら不正の温床になりかねない。長い間いさせるわけにはというのはわかる。例えば専門的な知識を持つ人を中核にして、本の受注・経理そういったものを分業にして、そのあたりは異動できるようにして。その人だけを固定して、館長も換わるみたいなことはできないか。あるいは、学校給食会が法人に変わりましたよね。そのようなものを図書館という形で作って、そこに専門の人を常駐してもらって、あとは米子市から入っていく。米子市立という冠はそのまま付けられると思う。そんなことは検討していけないかなと。図書館について、みなさんがいろんな思いを語られるんですけど、でも現実的なことも議論していかなければいけない。私は現状維持だったらこうだし、という話をさせていただきました。いろんな可能性を考えて、この辺がまずいなというところを少しでもまずくないようにしていけばいいと思います。

渡邊会長

困っていることを現状維持でこれを直せばいいということもありますし、新しくリセットして私たちの理想の図書館を作っていく可能性も十分あるので、時間が必要ですよね。次回の課題ですが、その他のところで何か提案とかありますでしょうか。

永見次長

途中の議論の中で、今後の協議会の方向をしゃべらせていただきましたが、2ヶ月か3ヶ月に1回程度会議を開いていただきながら、米子市立図書館がどういう形で運営をすることによって利用者にとってプラスになるのかを話し合いたいと思います。今回いろいろ疑問点がありました。一般的なそれぞれの制度のメリット・デメリットはこれまでお話ししました。米子市が取り組むべきか、取り入れられるかどうかということも、市としてはお示ししていく必要がありますので、課題とか問題点を具体的に整理してくださいということもございましたので、項目を整理しながら、米子市の考え方・現状を次回にお示しして、議論を深めていただければと思います。

渡邊会長

今回は10月位。

永見次長

今の皆さんの任期は10月末ですので、現任期のうちにもう1度お願いして、先ほどの運営方針についても整理していただきたいと思いますし、それ以降、継続的な審議はしていきたいと思います。

渡邊会長

早めに日程を提示していただければ、皆さんも出席率が良くなると思いますのでよろしくお願います。今の7か条については、意見は次回まで出いいですか。

木下館長

9月の半ば位までにはご意見をいただきたい。ペーパーを用意していますので、お配りしたいと思います。

渡邊会長

貴重な時間をありがとうございました。

安田補佐

以上を持ちまして、第2回図書館協議会を閉会いたします。